

〔 1 〕 生徒指導部の目標・努力点

(1) 目標 充実した学校生活の実現と、生徒の人間的な成長をはかる。

(解説) 学力面・行動面そして家庭環境面等における本校生の状況を踏まえ、親身・丁寧そして毅然とした姿勢を持って、落ち着いた学校生活を作り上げる。それと平行して、各種行事や部活動などの一層の振興を図る。

また、通常指導や特別指導を通じて、生徒の人間的な成長を図り、立派な社会人となることを目指す。

(2) 努力点

1. 基本的生活習慣・学習姿勢の確立
2. 予防指導の充実 ①日常指導 ②L H R 教育
③教育相談活動 ④保護者との連携
3. 生徒会活動の充実

〔 2 〕 通常指導 学年の指導に従わない生徒は生徒指導部にご相談ください。

(5) 通 学 生徒指導部（自転車ステッカーは生徒指導室へ）

- (ア) 乗物は、公共の交通機関を利用し、自家用車、タクシー、オートバイでの通学は許可しない。
- (イ) 自転車通学をする者はホームルーム担任に届け出て、生徒指導部へ自転車通学届を提出し許可を受け、所定のステッカーをつけなければならない。
- (ウ) 飲み食いしながらの歩行、乗車、自転車の2人乗りは禁止する。
- (エ) 通学途上で事故にあった時は、又は他の生徒の事故を目撃した時は速やかに学校と警察署に連絡する。又、相手の住所、電話番号、車種、ナンバーを確認する。
- (オ) 好ましくない遊技場や飲食店への立ち入りは禁止する。

自転車通学は、希望者には許可しています。年に3回、交通安全のために自転車点検を生徒指導部で企画し、各担任にお願いしています。尚、自転車通学届は生徒指導室に有ります。

(6) 服 裝 学年指導

服装と生活態度との間には密接な関係があり、校内外を問わず高校生らしく質素・端正・清潔を保つように心がけること。

男女の制服規程の詳細については生徒手帳を参照し、よく覚えて頂き、ご指導ください。尚、不明の点は学年の指導部の先生に確認してください。

身に付けるもの（制服・上履き等）を正しく着用させることや制服改造を防ぐため、日常的に根気よく注意・指導してください。けじめのなさは、本人の生活や学習活動にマイナスになるとの認識をお願いします。改造制服は、学校預かりの指導です。

（学年で指導し、最終的には、生徒指導室へ持ってきてください）

また、各学期の始業式や各学年集会等で服装・頭髪の一斉チェック・指導をお願いします。

現在（平成17年より新制服）は、ズボンのすそ切れ、女子のミニスカート、男女共、ネクタイの着用指導、上履きのかかとつぶし等の指導があります。

男子ベルトは、高校生にふさわしい地味なベルト（黒・茶等）を使用し、白や華美な装飾の使用は認めない。

（ア）豆貢髪 学年指導

頭髪の指導は学年の職員全員で協力して行う。

各学年の指導部員は、頭髪のチーフとして各学年間での指導に差が出ないようにし、問題点等が出た場合は定例の指導部会で学年間の調整を行う。

いつも清潔にし、見苦しくないようにつとめ、高校生にふさわしい髪型とする。

（1）男子

極端な長髪、額の生えぎわの剃り上げ、脱色、着色、パーマおよびこれに類する加工を一切禁止する。

（2）女子

極端に長い髪は結び、ピン止め、リボン等を用いる場合は目立たないものとし、ピンカール、脱色、着色、パーマ、およびこれに類する加工を一切禁止する。

頭髪は、日常的な指導に加え、各始業式後に一斉検査を行ないます。そこでチェックされた生徒は、継続的に指導していきます。ドライヤー焼け、屋外活動での日光による日焼け、海での潮焼け等という生徒の申し出も、「変色」として基本的には同じ扱いをします。（多少幅のある指導は可能）

基本的な頭髪の指導は「カット指導」です。以下の通り3段階で行ないます。

①加工した部分（パーマ・脱色・染色・変色）をカットして元の状態に戻す。

②加工した部分が、カットしても元の状態に戻らない場合（根元までの脱色等）

次のようなカット指示をする。

	男子	女子
長さ	最長5cm ※長髪は肩に掛からないように指導する	肩ぐらいの位置 ※ロングヘアは、段階的にカット可

③以後継続指導とし、加工部分がなくなるまで毎月定期的に指導する。その際のカット指示は2ヶ月に1度程度でもよい。

頭髪の色等が特に悪質な場合（学年から要請を受け、最終判断は指導主事が行う）
男子は、5cm以下のかつたにする。
女子は、耳たぶの位置ぐらいのかつたにする。
継続指導は、元の状態までもどるまで指導する。

頭髪違反指導（3年間累積、各学年で頭髪指導の記録をとる）

（8）化粧・装飾品

化粧（眉毛の剃り落とし、マニキュア、色つきリップクリーム、つけまつげ等）
および装飾品（指輪、ネックレス、ペンダント、イヤリング、ピアス等）の着用は
禁止する

眉毛の剃り落としやピアスの穴などは、短時間で直せるものではないので、進路等
を考慮し指導します。この2つのことについては、発見したら次のような指導をして
ください。ピアスをしていた場合は、その場で預かってください。当日返却する。

その他、化粧などは、その場で注意し落とさせる。
違反品（装飾品等）はその場で外させる。繰り返す者は預かってください。

（9）校内持ち込み禁止品

不必要的金銭、貴重品、学習に関係ないもの（漫画・遊戯物・菓子類等）、凶器
となり得るもの、通信機器（携帯電話等）等の校内持ち込みは禁止する。ただし、
通信機器は（携帯電話）、必要のある生徒のみ届け出により、校内持ち込みを許可
する。

凶器となり得るもの（ナイフ等）は校内に持ち込んだだけでも、特別指導の対象で
す。通信機器（携帯電話等）は、必ず一度取り上げる指導になります。取り上げた
ら、ホームルーム担任に渡してください。担任は、回数を確認後、その日のうちに
生徒に返却、保護者へ直接返却等の指導を行ないます。

（11）アルバイト

届出制とする。担任が本人/保護者と相談のうえ、「アルバイト届」を生徒指導
部に提出して実施する。無断アルバイトは禁止する。

※条件違反をした場合は、保護者の責任においてアルバイトをやめさせ
る

アルバイトは『届け出制』です。アルバイトを始めるときは、アルバイト届を生徒
指導部に提出させてください。継続して同じアルバイトを行なう場合は、各学年の
始めにアルバイト届を生徒指導部に提出させてください。尚、届け出後は、学業成
績・出欠状況・行動等から、必要に応じて随時指導してください。

無断アルバイトは、『学年主任注意』とし、止めさせるかどうかは状況を判断して
学年で判断してください。

(1 2) 運転免許

(3) 運転免許証の取得

原付二輪車、自動二輪車、四輪車の免許取得及び運転・購入は一切禁止する。尚、自動二輪車への同乗も禁止する。

(4) 四輪車の教習所入所

四輪車の教習所入所は、3学年2学期の11月1日から、以下の条件・手続きで許可する。

[条件] 1. 進路決定者

2. 欠点科目のない者

3. 生活・行動に問題のない者

[手続き]

所定の「教習所入所願」を提出する。

本校はバイクによる死亡事故が3件ありました。免許取得等は法律では許可されるものではありますが、生命に関わる問題として重大にとらえています。従って、バイクは絶対禁止の強い方針を取っています。